



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
4月15日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

- 監査委員告示
包括外部監査契約に基づく監査の事務の補助者..... 1
- 監査委員公告
監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告..... 1

監査委員告示

滋賀県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定による包括外部監査人野口真一との協議が調ったので、同者の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに監査の事務を補助できる期間を、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

滋賀県監査委員	九里学
〃	奥博
〃	村尾慎哉
〃	藤本武司

包括外部監査契約に基づく監査の事務の補助者

氏名	住所	補助できる期間
菊池健太郎	大津市一里山七丁目11番3号	令和4年4月15日から 令和5年3月31日まで
福井智士	大阪府茨木市花園二丁目13番7号	令和4年4月15日から 令和5年3月31日まで
山尾勇介	大阪府高槻市東五百住町1丁目11番9号	令和4年4月15日から 令和5年3月31日まで
足立将	大阪府吹田市千里山竹園一丁目12番30号	令和4年4月15日から 令和5年3月31日まで

監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年4月15日

滋賀県監査委員	九里学
〃	奥博
〃	村尾慎哉
〃	藤本武司

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査実施対象機関名	総務部事業課
-----------	--------

監査実施年月日	令和3年7月13日
監査結果報告年月日	令和3年11月30日
監査の結果	<p>令和2年度および令和3年度ポートルースびわこ公式YouTubeチャンネル運営業務委託において、プロポーザルの参加資格の確認を怠り、参加資格がない事業者を選定し、契約している事例が見受けられた。令和3年度の契約期間中に当該事実が発覚したことから、契約を解除し、残りの期間を別事業者と契約したことにより結果として当初に予定していた金額を超過して執行しているなど、不経済な事務の執行となっていることから、今後は、契約者の資格確認を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>プロポーザル参加者の資格確認を徹底するために、提案日に複数人で競争入札参加者名簿を見ながら、参加資格をチェックしていくこととした。</p> <p>また、審査結果の起案に参加資格チェックに利用した名簿を添付し、回議時に契約者の資格要件を確認するなど、課内のチェック体制を強化することにより、適正な事務の執行に努めていく。</p>

監査実施対象機関名	湖東健康福祉事務所
監査実施年月日	令和3年6月23日・7月12日
監査結果報告年月日	令和3年11月30日
監査の結果	<p>生活保護費返還金等について、令和3年4月末日現在の収入未済額は11,309,070円で、前年同期に比べ1,476,076円増加している。また、転居等により当事務所の管轄を外れた滞納者に対して、「生活保護費返還金・徴収金取扱い事務の手引き」に基づく催告、資産調査が行われていない事例が認められた。</p> <p>ついでには、滞納者の資力を的確に把握し、その資力に応じた徴収措置を執るなど適切な債権管理を徹底するとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>生活保護費返還金等について、令和3年12月末日現在の収入未済額は14,513,638円となり、転居等により管轄を外れた滞納者について、現住所地の調査、相続人の調査に着手した。</p> <p>今後、調査を進めるとともに、調査を実施した滞納者に対する催告の実施に向けて、手続を進めていく。</p> <p>また、これまでから生活保護受給者の収入状況を確認しているが、新たな収入未済の発生を防止するため、生活保護開始時に収入申告と返還の義務について書面で説明したうえで確認の署名を徴収するなど、より一層の収入状況の把握に努めていく。</p>

監査実施対象機関名	健康医療福祉部医療政策課
監査実施年月日	令和3年7月26日
監査結果報告年月日	令和3年11月30日
監査の結果	<p>滋賀県看護職員修学資金および滋賀県立看護師等養成所授業料資金について、滋賀県看護職員修学資金貸与条例または滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱で定める当該資金の返還事由が生じた際に、同条例施行規則または同要綱細則に定める返還計画書の提出を求めることにとどまり、当該資金の返還請求が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>条例等で定める返還事由が発生した時点で、県の返還請求権が発生していることは明らかであることから、返還計画書が提出されない者に対して、適正に当該資金の返還請求を行われたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>返還事由が生じた者から返還計画書の提出がなければ返還請求が行うことができないという誤った認識のもと事務を行っていたことから、今回の指摘に至った。</p> <p>現在、各債務者のこれまでの経緯について改めて整理するとともに居所を確認する作業を行っているところであり、現在の居所を特定できた債務者から速やかに返還請求を実施することとする。</p> <p>今後、同様の事例が生じないように、債権管理に関する事務マニュアルを作成するとともに、課内で定期的に困難事案に係るケース会議を開催し対応方針を決定するなど、組織として適切な事務執行を徹底する。</p>

監査実施対象機関名	農政水産部水産課
監査実施年月日	令和3年8月2日・11月15日
監査結果報告年月日	令和3年11月30日
監査の結果	<p>外来魚駆除促進対策事業費補助金等において、「消費税仕入控除税額報告書」の提出確認が不十分であったため、返還を受けるべき消費税相当額が収入されていない事例が認められたので、今後は確認事務を的確に行い、適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>補助事業等における消費税相当額の取扱いについては、財政課から通知がされており、この通知に基づき、各補助金の交付要綱で補助事業者には「消費税仕入控除税額報告書」の提出が義務付けられているが、事業者から提出されていなかった。また、当課においても制度に対する職員の認識が不十分であり、報告書が提出されていないことについて、確認ができていなかった。</p> <p>今回の事案を受けて、補助事業担当者をはじめ、課内の全職員、および補助事業者に対し、補助事業等における消費税相当額の取扱いについて、改めて周知を図った。</p> <p>今後は、補助事業者が課税事業者であるか必ず確認を行い、消費税の仕入れ控除の適用を受けている事業者であり、補助金の交付申請時もしくは実績報告時に消費税仕入控除税額が明らかである場合には、消費税相当額を減額して申請(報告)してもらおうよう徹底する。また、消費税仕入控除税額が明らかでなく、申請額、報告額とも税込額であった場合は、補助事業完了後、速やかに「消費税仕入控除税額報告書」の提出を求め、消費税相当額の収入を行う。</p> <p>担当者間での適切な事務引継の実施、係内での情報共有、補助事業者への周知等により、補助事業の適正な事務手続に努める。</p>

監査実施対象機関名	教育委員会事務局教職員課
監査実施年月日	令和3年8月5日
監査結果報告年月日	令和3年11月30日
監査の結果	<p>給与費の戻入金として納付すべき現金245,703円を紛失している事例が認められたので、今後は現金の管理に厳正を期すとともに、再発防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p><発生要因></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 所属の手提げ金庫で長期間にわたり現金を保管していたこと。 ② 「金庫等内容物管理簿」に当該現金の出入りを記載せず、適正に管理できていなかったこと。 ③ ロッカーの鍵と金庫の鍵は別々の職員がそれぞれの機の引き出しに保管していたものの、引き出しは施錠できないものであったこと。 ④ 現金の管理について、財務規則等を確認し、適切な管理ができていなかったこと。 <p><現在の状況></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 今回の不適切な現金管理に対し、令和4年3月29日付けで担当係長および担当者に対し文書訓告、課長に嚴重口頭注意を行った。 ② 亡失した現金は、指導措置を受けた3名により、同日に自主納付された。 ③ なお、被害届を提出した大津警察署によると、事案発生から6ヶ月が経過しても容疑者特定につながる証拠の確保等に至っておらず、捜査は今後も継続されるが、大きく進展する見込みは極めて少ないとのことである。 <p><再発防止策></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 手提げ金庫内には、原則、現金は保管しないこと。 ② 現金が発生する場合は、現金の発生時点において、複数の職員の確認を受けること。 ③ ロッカーおよび金庫の鍵の使用状況と現金や通帳等の出入り状況が分かる「鍵貸出管理台帳」を作成すること。

- ④ 現金や通帳等を出し入れする際には、上記台帳へ記入するとともに、複数の職員の確認を受けること。
- ⑤ 勤務時間外は、手提げ金庫を会計管理局内金庫に預けること。
- ⑥ 勤務時間外は、金庫の鍵を課長が、ロッカーの鍵を参事が、それぞれ施錠できる引き出しに保管すること。
- ⑦ 現金管理に関する財務規則等の規定を周知すること。

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和3年11月30日
監査の意見	<p>(1) よりよい環境創造に向けた環境事務所のあり方について(琵琶湖環境部環境政策課、各環境事務所)</p> <p>県では、第5次環境総合計画に基づき、持続可能な循環共生型社会の実現を目指して取組を進められている。この計画では、これまでの「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点で、自然と人、地域のつながりの回復や環境と社会・経済活動の健全な循環が必要としている。</p> <p>こうした中で、環境事務所においては、環境汚染物質の主な排出源である工場・事業場に対する法令遵守や排出抑制のための立入検査、産業廃棄物の不法投棄など不適正処理の防止に向けた監視業務を中心に取り組まれている。</p> <p>今後計画の推進に当たっては、こうした環境負荷の抑制の役割に加えて、県民やNPO、事業者などと連携して、地域の実情に応じた課題へのアプローチや地域資源の活用を選択し、各主体が積極的に環境保全に関わっていただけるように促す役割がますます重要になるものと思われるが、現状では十分とは言い難い。</p> <p>については、こうした観点から、環境事務所の役割や業務運営のあり方について、具体的な取組とともに再検討を行われたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(琵琶湖環境部環境政策課、各環境事務所)</p> <p>環境事務所の第一義的な役割は、大気汚染や水質汚濁の防止、産業廃棄物の適正処理をはじめとする県所管の法令に関する事務の適正な執行であると考えており、県内の6環境事務所において、工場等の立入検査や、廃棄物の不法投棄防止に向けた監視、自然公園の管理等の業務を担っている。</p> <p>また、そのような業務に加え、各環境事務所において地域の企業や団体等と連携し、地域の企業等が加入する環境保全団体主催の研修会への参画や、地域住民等との協働による不法投棄対策を進めるためパトロール隊を設置するなどの取組を実施してきた。</p> <p>令和4年1月には、これからの環境事務所の役割や業務運営のあり方について、琵琶湖環境部内において各環境事務所長と意見交換を行った。</p> <p>環境に影響を与える要因の複雑化・多様化により監視業務も複雑化してきており、その中での県と市町の役割分担、地域の実情、公害に関する法令整備の歴史、職員のモチベーション等の幅広い観点から議論を行い、現状と課題の認識を共有したところである。</p> <p>良好な環境を維持し、より向上していくためには、法令に関する監視等の事務に加えて、県民の環境保全活動に対する意識をさらに向上するための取組も必要であり、現行の取組の効果・必要性の見極めをはじめ、環境事務所業務全般の精査、見直しについて検討を始めたところである。</p> <p>予算や体制の制約はあるが、地域の状況に応じ、本取組を主体的に担う市町のほか、事業者や各種団体と連携した取組を今後も進めていく。</p>

監査結果報告年月日	令和3年11月30日
監査の意見	<p>(2) 矢橋帰帆島公園ゲートボール場の利用促進について(琵琶湖環境部下水道課)</p> <p>琵琶湖流域下水道に付属して設置された矢橋帰帆島公園には、多目的グラウンドやゲートボール場、テニスコートなどの施設が整備されている。</p> <p>このうち、ゲートボール場については、下水道施設の増設に伴い既存施設が撤去され、代替施設として、平成30年10月に新たなゲートボール場が整備されたものの、令和2年度末まで一度も利用されていない状況が確認された。</p> <p>県有財産は県民の福祉の増進のため、最大限有効に活用されなければならない、こうした状況については、早急な改善が求められる。</p>

このような状況に至った要因として、ゲートボール場の整備計画が県民ニーズを的確に反映していなかったことや、県民に利用されるための広報等が不十分であったことなどが考えられる。

担当課においては、令和3年度以降、関係団体等に対する利用促進のための活動やゲートボール以外の利用についての働きかけ等が行われているが、現状としては十分な利用につながっていない状況であり、今後の成果が期待されることである。

また、今後の利用促進のためには、県はもとより、当該施設の指定管理者の果たす役割も大きいと考えられる。

については、県は施設管理者として、指定管理者と一層の連携を図り、利用者ニーズを的確に把握・分析するとともに、公園施設の有効活用の観点から、今後の施設利用のあり方も含め、利用促進につながる実効的な取組を早急に検討・実施されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部下水道課)

利用されていなかった要因は、競技者団体へのヒアリングなどから、屋根を設置できなかったこと、利用料金が割高であったことなどによると認識している。

競技者ニーズや活動状況を踏まえて県と指定管理者が協議の上、近隣の施設と比較して割高であった利用料金を令和3年12月1日から減額する料金改定を行った。

併せて、指定管理者においてホームページの掲載内容を充実させたほか、県内市町のスポーツ、健康福祉、生涯学習の担当課や、県・近隣市町のレクリエーション団体、大学、競技団体にチラシを持参、郵送して広報に努めた。

その結果、12月以降、運動教室などの利用や予約をいただいている。

また、令和3年度に実施した次期指定管理者選定において、利用促進に向けた提案を受けていることも踏まえ、指定管理者との連携を図り、地元の意向も踏まえつつ、アンケートなどによりニーズを的確に捉えて、ゲートボールに限らず幅広い利用を提案するなど、利用促進につながる取組に努めていく。

監査結果報告年月日 令和3年11月30日

監査の意見

(3) しが水環境ビジネス推進フォーラムについて(商工観光労働部商工政策課、琵琶湖環境部環境政策課、下水道課)

県では、琵琶湖の保全を通じた水環境関連の産業・研究機関の集積を生かして水環境ビジネスを推進するため、平成23年度より滋賀ウォーターバレー・水環境ビジネス推進事業が開始し、10年が経過している。

この間、当該事業において、「しが水環境ビジネス推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)」が設立され、参加企業による海外での事業の実現可能性調査や実証実験、ベトナムでの技術支援等を実施されたところであるが、これらの取組がビジネスにつながった事例も一部出てきているものの、事業目的である企業の利益と本県の経済発展に資する状況とは言い難いと考えられる。

また、フォーラムの研究・技術分科会では、国立環境研究所との琵琶湖の保全・再生に資する共同研究の成果を、水環境ビジネスにつなげる取組を推進しているところであるが、「滋賀県」「琵琶湖」発の水処理技術の特徴が出し切れておらず、本県に水環境ビジネスの専門家、専門企業が積極的に集まり、共同研究の十分な進展が見られるという状況にもない。

については、スピード感を持って、研究成果の実用化、事業のブランド化を進めるとともに、中小企業者が一体感をもって取り組めるような核となる事業の創設や、下水汚泥のコンポスト化・バイオマス利用の事業化・技術輸出など滋賀県および企業に収益をもたらすビジネスとして成り立たせることによって持続可能な事業展開につなげられたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(商工観光労働部商工政策課)

水環境関連の産業・研究機関の集積や、これまでの琵琶湖保全の取組を生かした水環境ビジネスの展開を図るため、平成25年3月にフォーラムを設立し、8年が経過した。

この間、水環境ビジネスの創出という点では、海外現地政府機関と県とのMOU(行政機関等が取り交わす契約の了解覚書)等をもとに、フォーラム参加企業の海外での事業展開について支援を行い、個々のビジネスにつながる事例が複数出てきているものの、県に投資を呼び込むなど県内に大きな波及効果をもたらすまでには現時点では、至っていない。そのため、令和3年度は、新たな取組として、令和4年1月に海外ビジネス経

験が豊富な商社とフォーラム会員とのマッチングを実施するなど、フォーラム会員の海外での事業展開支援により一層注力している。

今後、これらの取組がしっかりと水環境ビジネスの促進につながるよう、ジェットロなど関係機関との連携による海外展開へのサポート体制強化や、国立環境研究所との連携および汚泥処理技術の活用など部局間連携を図り、取組の成果が本県経済に波及できるようスピード感を持って取り組んでいく。

(琵琶湖環境部環境政策課)

国立環境研究所が、平成29年度に琵琶湖分室を開設されて以降、同研究所と県は生態系に配慮した新たな水質管理手法の構築や在来魚介類の回復を目指した共同研究を進め、琵琶湖の様々な課題の解明がより一層進んできている。また、湖沼研究において高度な知見を持つ国立環境研究所にも参画いただきながら、フォーラムの研究・技術分科会では、県内企業の技術の実用化につなげてきたところである。

令和3年度からは、水環境技術等の実用化を一層促進するため、従来の取組に加え、技術開発を行う企業等への補助金制度を創設するとともに、生態系保全に関する研究成果等の科学的知見に基づくエコツアーの実施に向けて課題整理やプログラム開発に取り組んでいる。

さらに、企業等の水環境保全に係る優れた技術やコンセプトに裏打ちされた製品・サービスのブランド化に向けた取組を進めており、令和4年度には選定した製品・サービスの発信を行う予定である。

今後も引き続き、国立環境研究所をはじめとする多様な主体と連携しつつ、研究成果の実用化や水環境技術等のブランド化に向けた取組を進め、県内企業の水環境ビジネスをより一層支援していく。

(琵琶湖環境部下水道課)

ベトナム国クアンニン省と県は、平成29年11月に締結した「環境と経済分野における覚書」に基づき交流を継続してきた。令和3年4月からは、JICA長期専門家が県からクアンニン省に派遣されており、この専門家を窓口として、県内企業等の海外展開の支援を行ってきた。

また、高島浄化センターにおいて、令和5年度の供用開始を目指し、県内初の取組となる下水汚泥のコンポスト化事業を進めてきた。事業実施に当たり、他のバイオマスを混合した堆肥の製造実験を実施した。

なお、令和4年度からは、他処理区における将来の更新に備え、県内の研究者等による汚泥有効利用の新技术の研究も進めていくこととしている。

今後は、これらの取組から得た汚泥処理技術に関する知見を、アジアを中心とした海外へ展開し、企業の水環境ビジネスにつながるよう努める。